

令和3年度「長久手市役所の仕事」通知表」の作成（外部評価）①

令和3年9月22日 開催概要

開催概要	
会議等の名称	令和3年度行政評価・外部評価① 「地域振興事業」【たつせがある課】
開催日時	令和3年9月22日（水） 午後2時から午後3時まで
開催場所	市役所北庁舎2階 第5会議室
出席者氏名 （敬称略）	<外部評価実施者（行政改革推進委員）> 石橋健一、田村佳子、樋口和則、細萱健一、安立憲市 <担当課> くらし文化部長 浦川 正、 同部次長兼たつせがある課長 磯村和慶、 課長補佐兼地域協働係長 堤 健二 <事務局> 総務部次長 福岡隆也、行政課長 若杉雅弥、 課長補佐 伊藤 愁、庶務係長 加藤優作
傍聴者人数	7人
問合せ先	長久手市総務部行政課 0561-56-0605
備考	

外部評価実施者の 意見等	<p>（委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果指標として、まちづくり協議会「以下、「まち協」とする。」の設置数としてのが、事務事業①地域振興事業、②集会所改修修繕事業に対するの指標は設定しているのか。 ⇒①地域振興事業は、事務事業が多岐にわたるつながりづくり事業である。補助金の交付など、地域の実情に合わせて実施しているため設定していない。 ②既存の集会所の補修、修繕などであり設定していない。 <p>（委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まち協の設立時期が未定の2小学校区（長小、東小）についても、市長が中心となり、市議会議員の協力も得て早く設立できるよう取り組むべき。 ⇒現状、西小と市が洞小校区で設立済みだが、コロナ禍で活動の制限がある中で、できる活動を模索しながら頑張っている。 設立後の運営に課題も多く、スピード感も大切だが、地域の成り立ち、特性を見極めるための地域との対話を通じた課程が重要と考えている。 <p>（委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容において、まちづくり組織（まち協）と表記されているが、まちづくり組織は、まち協のことをなのか。
-----------------	--

⇒みんなで作るまち条例の第12条に位置づけるまちづくり組織は、概ね小学校区単位の地域で主体的に地域課題の解決に取り組む組織であり、解説で説明しているが、まち協はまちづくり組織に位置づけている。

(委員)

・成果指標からも、まち協という組織を作ることが目的になっているのではないか。なんのために組織をつくるのか。

⇒今後、本市においても高齢化、人口減少、大規模災害などへの対応が必ず必要となり、行政による対応にも限界がある。

そのためには、地域のつながり、地域が支え合う力が必要であり、顔の見える地域単位（小学校区）における関係づくりに取り組んでいる。

(委員)

・地域によって特色があり、違いがある。まちづくり組織を作ること必要だが、ネットワークが重要であり、既存の団体をつなげる仕組みづくりが目標だと思うが、成果目標の設定は、確かに難しいが検討が必要ではないか。

・既存のまち協には、活動する担い手が少なく、結果として役員が大変な思いをしているように感じる。

⇒西小学校区は、自治会連合会はまち協に統合されたが、協議会が自治会からの相談の受け皿にもなっている。

市が洞小学校区は、自治会連合会とまち協が共存して役割分担をしている。

まち協は、プラットフォーム、協議の場であると考えており、組織が目的ではなく、団体のつながりづくりに努めている。

(委員)

・自治会連合会との関係性をどのように考えているのか。

まち協の認知度は、まだまだ不十分だと感じているので、市も周知に努めて欲しい。

⇒自治会連合会との協働は不可欠であり、役割分担をしながら、協力していくことが理想と考えている。

今後、活動しながら認知度上げていけるよう市としても助言、支援をしていきたい。

(委員)

・成果指標であるまち協の設立及び運営の支援に頑張りたいという思いは分かるが、本来、市が地域に何を期待しているかが、うまく市民に伝わっていないように感じる。

市の描く将来像を成果指標にうまく表現できると、そのギャップが少しずつ埋まるのではないか。どんな状態になって欲しいと考えているのか。

⇒まち協の活動をとおして、市民みんなが話し合える場ができることが大切で、主体的な活動や支え合いが生まれると考えている。

(委員)

・まち協の自立した運営を目指すためには、職員が出過ぎてしまうとうまくいかない。市民が主体的に取り組むための支援が難しい。

これまでの活動で、どのような実績があるのか。

	<p>⇒西まち協では、あいさつ運動、特別定額給付金の啓発、食の支援事業の啓発（事業終了後に独自の食糧支援）、ワクチン接種予約支援を行っている。</p> <p>市が洞まち協では、ラジオ体操、防犯パトロール、北小のまち協設立準備会では、特別定額給付金の啓発ポスターの作成、掲示を行っている。</p> <p>⇒コロナ禍において、まち協の総会を開催できない中、書面決議のための全戸配布するなど、制約がある中でのできる活動を模索している。</p> <p>⇒成果指標の設定については検討課題であると認識しており、プラットフォームでつながった団体の数など、今後において変更を含めて考えていきたい。</p> <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動においては、実際に活動するのは個々の団体や個人である。まちづくり協議会の役割は後方支援であるべきであり、うまく地域を動かすコーディネーターの役割に徹することで、本来の目的に近づいていくのではないかと考えている。 <p>⇒子どもをキーワードに「チャレンジ防災」の取り組みによって、いくつかの団体がつなり、協議の回数が増えた事例がある。</p> <p>そのような取り組みを重ねることで、より多くの団体がつながり、自治会に加入していない人にも手を差し伸べることができるのではないかと考えている。</p>
--	--

<p>講評・まとめ</p>	<p>事業意図（地域課題の発掘、解決に向けた活動）をどのように実現するのか、言葉だけではなかなか伝わらないので、成果指標の設定も見直しの検討が必要。</p> <p>同時に成功事例を示しながら、繰り返し丁寧に伝えていくことが重要。</p>
---------------	--

令和3年度「長久手市役所の仕事」通知表”の作成（外部評価）②

令和3年9月22日 開催概要

開催概要	
会議等の名称	令和3年度行政評価・外部評価② 「清掃センター運営事業」【環境課】
開催日時	令和3年9月22日（水） 午後3時10分から午後4時10分まで
開催場所	市役所北庁舎2階 第5会議室
出席者氏名 （敬称略）	<外部評価実施者（行政改革推進委員）> 石橋健一、田村佳子、樋口和則、細萱健一、安立憲市 <担当課> くらし文化部長 浦川 正、環境課長 富田俊晴、 ごみ減量推進係長 大谷 悠 <事務局> 総務部次長 福岡隆也、行政課長 若杉雅弥、 課長補佐 伊藤 愁、庶務係長 加藤優作
傍聴者人数	1人
問合せ先	長久手市総務部行政課 0561-56-0605
備考	

外部評価実施者の 意見等	<p>（委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期の目標として、小学校区に1か所以上の資源回収拠点の整備を掲げており、まちづくり協議会の大きなテーマとして、コミュニティのつながりづくりとして活用することを提案しているが、市内に6か所を整備するという事か。 ⇒長小校区のながくてエコハウス、市が洞小学校区の出張ながくてエコハウス以外で、その他の4小学校区に整備すること、将来的にはそれ以上に増やすことを目指している。 <p>（委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の資源回収拠点の具体的なイメージは、現在のエコハウスと同じか、運営主体はどのように考えているのか。 ⇒エコハウスよりは、規模は小さく、回収品目も資金化できる資源を中心とし、事業者が直接回収することを想定している。 施設運営は地域の組織で、市民が持ってきた時の手伝い、確認を行ってもらう。 ・具体的な場所や施設のイメージはあるのか。 ⇒資源を自動車で持ってくるので駐車場が必要となる。公共施設などが候補となる。 <p>（委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生や単身世帯の意識が低いとの分析だが、コロナ禍で学生もアルバイト収入がなくなっており、実家に帰る学生もいる。卒業後も
-----------------	--

含めて学生が賃貸住宅から引っ越す際のベッド、タンスの家具のリサイクルの仕組みなど、学生に絞った啓発、施策をするだけでも効果が期待できる。

⇒卒業生から新入生への、住み替えの時のリユースが盛んな大学もあることは承知しているが、以前は市内で大学でもそのような取組もあったと思うが、最近はあまり活発でないようだ。

学生は、短期間で入れ替わるので、啓発が難しいこととリユース品を使うかという課題もある。

(委員)

・新入学生なら、入学後では家具も揃えているので合格発表の時に啓発が必要となる。

⇒卒業生も卒業間近まで住んでるいるので、マッチングが難しいかもしれないが、実際に取組んでいる大学もある。

(委員)

・市で不要な家具を引き取って、提供する取組みがあってもよいのではないか。

⇒大型家具なので、保管する場所の確保など、企業などと連携することも想定される。

(委員)

・環境ビジネスの視点で企業を活用できるとよいし、大学としても取り組むべき課題である。

(樋口委員)

・対象をある程度絞った啓発であれば、SNSなどの活用も重要と思う。

(委員)

・今年度から資源回収奨励金が廃止され、廃品回収をやめてしまった子ども会もあると聞くが、地域拠点回収の設置に向けて、奨励金の廃止は意欲を低下させるのではないか。

⇒資源回収奨励金は、まだ、行政による資源回収を実施していなかった当時、資金化できる古紙、空き缶などの資源の回収を推進するために導入した。

現状、行政回収やエコハウスでの回収も実施しており、市民にも資源分別の意識も浸透したことで一定の役割を終えたと考えている。

地域の資源回収拠点の目的のひとつは、多くの団体に関わることで地域のつながりを強くすることで、奨励金とは趣旨は異なる新しい事業と考えている。

(委員)

・地域のつながりづくりは、地域の拠点回収の本来の目的ではなく、ごみの減量、資源回収率UPを目指すことが本来の目的ではないか。

⇒ごみの減量、資源回収率UPは重要な課題であり、市民の理解を得ながら段階を踏んで変更していく必要があると考えており、ごみの収集方法、地域拠点の在り方を検討していきたい。

その第一歩として、地域の資源回収拠点は必要と考えている。

	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨励金は、資源回収に関心を持ってもらうためのきっかけとなるのではないか。 ⇒担当課としても地域へのアプローチが難しく、方法を模索しているところである。奨励金自体は、子ども会が回収するのではなく、マンションの集積所や各家庭の前に出された資源を業者が回収するなど、本来の意義が薄れてきていた。 <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源回収奨励金の代替え措置ではないが、子ども会の廃品回収に対するスマイルポイントの交付などの検討はできるのか。 ⇒スマイルポイントについては、対象者や対象活動の条件等を確認した上で、検討していきたい。 <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政が回収していない資源などを地域拠点で回収するのか？ ⇒行政回収を実施しているが、決まった回収日にしか回収していないため、自身で持ち込みのできるエコハウス以外にも地域の回収拠点を整備していこうと考えている。 ・なぜ、既に行政が回収しているものを地域の回収拠点で回収する必要があるのか。ごみの減量化もあると思うが、地域コミュニティの強化が目的というのは、違和感を感じる。地域が回収拠点の運営を担うことは重荷になるのではないか。 ⇒地域からそのような意見があることも理解している。 地域コミュニティの強化だけが前面に出ることのないよう、地域の理解を得ながら整備を進めていく必要があると考えている。
--	--

<p>講評・まとめ</p>	<p>ターゲットを学生と単身者に絞った効果的な対策、啓発活動を検討、実施していくことが重要。</p> <p>地域と連携し、協力を得るためには、市の考えを丁寧に説明し、理解を得ながら進める必要がある。</p>
---------------	---

令和3年度「長久手市役所の仕事」通知表の作成（外部評価）③

令和3年9月28日 開催概要

開催概要	
会議等の名称	令和3年度行政評価・外部評価③ 「地域型保育事業支援事業」【子ども未来課】
開催日時	令和3年9月28日（火） 午後3時35分から午後4時30分まで
開催場所	市役所北庁舎2階 第5会議室
出席者氏名 （敬称略）	<外部評価実施者（行政改革推進委員）> 田村佳子、室淳子、伊藤直樹、岡崎信久、近藤恵美子 <担当課> 子ども部長 門前 健、同部次長兼子ども未来課長 飯島 淳、 課長補佐 柴田浩善、保育係長 武田憲明 <事務局> 総務部次長 福岡隆也、行政課長 若杉雅弥、 課長補佐 伊藤 愁、庶務係長 加藤優作
傍聴者人数	1人
問合せ先	長久手市総務部行政課 0561-56-0605
備考	

外部評価実施者の 意見等	<p>（委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業目的として、待機児童の解消や安心して子育てができる環境づくりを掲げているが、令和2年度に1園増加して現在は7園、令和6年度に1園増加という説明であったが、今後の計画を教える欲しい。 ⇒保育施設整備計画において、小規模保育事業者を令和4年度に募集し、令和5年度以降1園を整備する計画である。また、民間保育園の運営者を令和5年度以降に募集する計画である。 ・現在の計画で待機児童の解消を達成できる見込みか。 ⇒本年度当初の待機児童28人である。 今後、小規模保育1園、民間保育園3園（定員80名）の開園、既存の公営保育園1園の開園を計画しており、最終的には定員125人の増加となる。 現在が未就学児のピークと見込んでいるが、今後の女性の就業率の向上なども考慮しており、対応できるとは考えている。 <p>（委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童28人の年齢別の内訳はどうか。3歳児以上は、全て入園できているのか。今後、3歳児以上の定員を増加する必要があるのか。 ⇒1歳児17人、2歳児11名で、3歳児以上は全員入園できている。年長までは入園できる計画としている。
-----------------	---

(委員)

・地域型保育事業について、詳細な説明をお願いしたい。地域型保育事業で受け入れられないから待機児童がいるということか。

⇒地域型保育事業には、小規模保育事業（定員19名以下）、家庭的保育事業（定員5名）、事業所内保育事業があり、市内には、小規模4園、家庭的2園、事業所は淑徳大学1園がある。

市が入園希望者を募集し、公営保育園、民間保育園、地域型保育事業のどこにも入園できないと待機児童となる。

・小規模保育事業4園の定員は何人か。年齢別の定員があるのか。
⇒1園が12人、3園19人で合計69人である。

年齢別の定員については、保育室などの施設により、事業者毎に異なるが、令和3年度当初は、一部の施設で0歳の定員に空きがあったが、1歳、2歳は定員に達している。

(委員)

・保育の質の向上のため、保育士の現場の声をどのように吸い上げているのか。

⇒民間保育園の園長と公営保育園の園長による園長会で情報共有、意見交換を実施している。話し合った内容については、現場に持ち帰って共有してもらっている。

また、民間施設の保育士が公営保育園を訪問したり、園長OBなどが定期的に巡回訪問することで助言、指導を行っている。

⇒地域型保育事業では、地域の公営保育園において、集団保育の体験をするなどの連携を行っている。（連携保育施設）

(委員)

・地域型保育事業の経営は安定しているのか。国からの補助金などは交付されているのか。市は、経営状況を把握しているのか。

⇒利用者からの保育料を差し引いた差額が国が定めた算定基準に沿って給付費が交付されているが、不足する部分については、市からも補助金を交付している。

前回の事業者募集の際には複数の事業者の応募があり、現状として事業が継続しており、成り立っていると考えている。

(委員)

・行政評価票の事業費として、年間700万程度が計上されているのが市からの補助金ということか。

⇒そのとおり

・保育の質の向上が目的としてあり、研修、県セミナーがあるとのことであったが、必ずしも全員が参加できるとは限らず、保育士の資質向上に取り組む主体は、市か事業者のどちらか。

⇒市としても保育の質の向上のため支援をしていく必要はあるが、事業所独自でも取り組んでおり、両者の協力連携が必要と考えている。

保育の質の確保は、地域型保育事業に限った話ではなく、市の責任において確保する責務があり、①監査体制を構築、②日頃からの関係性、相談できる体制の構築、③外部からの助言、指導に努めている。

(委員)

・保育の質の確保のためには、事業者任せではなく市の支援が必要であり、定期の巡回は2か月に1回程度とのことだったが、回数が少ないか。また、巡回する担当者が変わっても継続的な指導が出来る体制が必要である。

⇒訪問の際には、現場だけではなく、書類の確認も行っており、特に問題はないと考えているが、誰が巡回しても適切なチェックできるように現場確認も体系化していきたい。(チェックシートの改善)

・現場では、熟練の技だけではなく、一定のレベルの指導を保てるようマニュアルの策定なども検討してほしい。

(委員)

・待機児童となった具体的な理由について、希望者が定員を超えている、家から遠い、時間が合わないなどの理由があるのか。

⇒待機児童の人数は、国の基準に基づきカウントしており、希望する園に入れない、利用時間が合わない等の理由も含まれている。

・巡回訪問による現場確認以外に、保護者の生の声や保育士の待遇改善に向けた要望を今後の整備、対策に活用して欲しい。

⇒入園希望にもかかわらず待機児童となった保護者には、その後の対応のアンケート調査を実施している。

(委員)

・地域型保育事業の認知度を課題としているが、保護者と事業者どちらの認知度が低いのか。

⇒利用者の認知度が低いと感じている。保護者が最初に考えるのは小学校入学前まで通える保育園であり、小規模保育事業は園庭がなかったりもする。

⇒小規模のような定員の少ない保育の方が合う園児もいるので、保護者の希望に添った案内ができるよう取り組んでいきたい。

(委員)

・土日祝日の保育は、どのような状況か。利用料は変わるのか。

⇒公立保育園6園の内3園で土曜保育を実施している。

小規模、民間保育園は土曜保育を実施しており、民間保育園で休日保育を実施している園もある。

⇒保育料は、月額で設定しており土曜日の利用は関係ない。

休日保育を利用した場合は、原則、別の平日に休むことになるので保育料に影響しない。

・休日保育の需要は、どれくらいあるのか？

⇒市内の保育施設全体の通園者約1,600人の内、利用登録者は40人程度で、毎回利用する人は少ない。

講評・まとめ	<p>令和4年度に小規模保育事業者の募集予定、民間保育園の誘致も計画されており、待機児童の解消に向けて取り組んでいる。</p> <p>保育の質の向上に向けて、チェックシート改善だけでなく、園長経験者に限らず専門家による指導、保育士が相談できる体制の構築など、取組を更に充実させて欲しい。</p>
--------	---

令和3年度「長久手市役所の仕事」通知表の作成（外部評価）④

令和3年9月28日 開催概要

開催概要	
会議等の名称	令和3年度行政評価・外部評価④ 「障がい者自立支援事業」【福祉課】
開催日時	令和3年9月28日（火） 午後4時40分から午後5時40分まで
開催場所	市役所北庁舎2階 第5会議室
出席者氏名 （敬称略）	<外部評価実施者（行政改革推進委員）> 田村佳子、室 淳子、伊藤直樹、岡崎信久、近藤恵美子 <担当課> 福祉部長 川本満男、同部次長兼福祉課長 近藤かおり、 障がい福祉係長 長谷川礼菜 <事務局> 総務部次長 福岡隆也、行政課長 若杉雅弥、 課長補佐 伊藤 愁、庶務係長 加藤優作
傍聴者人数	1人
問合せ先	長久手市総務部行政課 0561-56-0605
備考	

外部評価実施者の 意見等	<p>（委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政評価票では、事務事業として3事業が記載されている。コロナ禍で実施できない事業も多かったと思うが、事業費の7億円の内訳を説明して欲しい。 ⇒障がい者自立支援事業には、行政評価の対象となっていない事業も含まれており、大部分が障害福祉サービスの給付費である。 基幹相談支援事業としての社会福祉協議会への委託費は3,100万円程度である。 <p>（委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務事業3事業の事業費の内訳はどうか。 ⇒基幹相談支援事業 約3,100万円 コミュニケーション支援事業 約27万円 外出支援事業は、移動支援員の養成講座は中止したため講座に係る費用としては0円だが、移動支援事業の給付費として約373万円を支出している。 <p>（委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> 移動支援事業のサービス、給付の仕組みはどのようなか。どのような介助を行うのか。 ⇒居宅介護事業所が利用者に移動支援員を派遣し、利用に応じて給付費を市が事業所に支払う。サービスとしては、公共交通機関の利用の介助、外出先での食事、排泄の介助などがある。
-----------------	---

(委員)

- ・中長期の目標として、令和6年度までに移動支援員を30人程度まで増員とあるが、事業者を増員を期待するのか。
⇒障がい者自立支援協議会で課題として提起され、市として移動支援員を養成する必要を認識しており、養成講座は、市と事業者の両者で実施していく。
- ・養成に係る費用は市が負担するのか。
⇒養成講座を市が主催する場合は、市が支出する。
事業所が主催する場合は、当該事業所の移動支援員として活動してもらええるメリットもあることから事業者負担で実施する場合もある。
- ・3年間で30名の増員ということなので、計画的に進めて欲しい。

(委員)

- ・事業所にとって、移動支援員を増やすメリットは何か。
⇒移動支援などのサービスを提供できるスタッフが増え、利用者の要望に柔軟に応えることが可能となる。
- ・サービスの給付費の算定基準はあるのか。
⇒支援に要した時間に応じた単価が決まっている。
原則として市が4分の1を負担し、残りを県と国が負担する。

(委員)

- ・利用者がサービスを利用するためには、どのような手続きが必要なのか。学生が支援者などとして活動するにはどうするのか。
⇒利用者は、原則、事前に相談支援専門員とサービスの利用計画を作成し、市の支給決定を受けた後、計画に沿って事業所に利用を申し込む。
学生は、事業所のアルバイトとして雇用される。

(委員)

- ・移動支援員の養成講座の所要時間はどれくらいか。
⇒基礎課程2日(7時間) 応用課程2日(5時間・8時間)
- ・移動支援事業の利用人数が、見込み60人に対して実績33人だが、利用希望者は全員利用できているのか。
⇒全員の意向を把握してはいる訳ではないが、利用計画書に希望があっても利用しない場合もあり、概ね希望通り利用できていると考えている。

(委員)

- ・利用時間の実績は、どのように把握するのか。利用者の希望のサービスが受けられない場合もあるのか。
⇒原則、相談支援専門員が利用者と相談して計画書を作成しており、本人の意向に沿った形での計画を作成している。
市が承認した上でサービスを実施しており、実績は事業者から報告を受けている。

(委員)

・利用計画の決定までの期間はどれくらいかかるのか。決定までの期間が長いとサービス利用に制約があるのではないか。

⇒新規、更新の場合、概ね2週間から1か月程度である。計画では、サービスの種類や利用時間数の上限が決定されるものです。受給期間は1年あり、決定された範囲内であれば、事業者との調整である程度柔軟に利用可能である。

(委員)

・成果指標の移動支援事業の利用時間は、相談員と利用者が策定する計画なので、市の思いが反映しづらいのではないか。

⇒コロナ禍ということもあり、外出したくない、外出しづらいという声を聞くことも多い。そのような状況でもできる限り、余暇活動などで外出したい、外出できる環境を整備することが市の責務であると考えており、外出に使われた時間が増えることは一定の指標になると考えて指標としている。

また、外出の際に家族に頼ると、家族の負担や制限につながるため、移動支援の拡充も合わせて取り組む必要がある。

・利用者や家族の理解、活用方法の啓発が重要であり、店舗や地域の事業者の障がい者の利用の理解も必要である。その視点での取組を推進すべきであり、成果指標として検討してもよいのではないか。

(委員)

・中長期の目標に移動支援員の養成を掲げているが、現状として不足しているのか。

⇒利用者が利用しやすい環境を整えるためには、まずは、移動支援員を増やす必要があると考えている。また、移動支援員に限らず、養成した手話奉仕員などの支援者が活躍できるマッチング機能を含めた支援体制の充実を図っていきたい。

(委員)

・利用しやすくなる環境が整うことで、利用者や利用時間が増えて、移動支援員の増員が30人では足りなくなることもあると思うので、利用したい時に利用できる体制強化を進めて欲しい。

(委員)

・手話研修、要約筆記の研修を日進市などと合同で実施しているが、どのような経緯で合同研修として実施することになったのか。

⇒近隣の市町である尾張東部圏域において、業務の効率化などのため合同で進めている事業があり、手話研修、要約筆記の研修講座もその一環である。

(委員)

・成果指標に関して、利用時間を設定している理由は理解できたが、利用者、支援者などの現場の声を聴くことも重要だと思うので、地域型保育事業でもあったような、事業所のチェックシートやアンケートを活用した評価も検討できるとよい。

	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・事業本来の目的が、障がい者が住みやすく自立できる環境づくりであることを意識した成果指標を設定できるとよいが、利用者、支援者などのさまざまな立場もあり、難しいことは理解できる。引き続き検討していただきたい。
--	---

講評・まとめ	<p>成果指標となっている移動支援事業が議論の中心となったが、数値的な成果指標が難しいと思うが、多くの方に利用してもらいたいという市の思いも理解できる。</p> <p>コロナ禍の影響もあり、より数値で評価しづらい部分も多く、今後も利用者の声を事業に反映できるよう努めて欲しい。</p>
--------	--

令和3年度「長久手市役所の仕事」通知表の作成（外部評価）⑤

令和3年10月1日 開催概要

開催概要	
会議等の名称	令和3年度行政評価・外部評価⑤ 「田園バレー事業」【みどりの推進課】
開催日時	令和3年10月1日（金） 午後2時から午後2時50分まで
開催場所	市役所北庁舎2階 第5会議室
出席者氏名 （敬称略）	<外部評価実施者（行政改革推進委員）> 石橋健一、樋口和則、安立憲市、近藤恵美子 <担当課> 建設部長 水野 泰、みどりの推進課長 山本一裕、 農政係長 今井哲夫 <事務局> 総務部次長 福岡隆也、行政課長 若杉雅弥、 課長補佐 伊藤 愁、庶務係長 加藤優作
傍聴者人数	0人
問合せ先	長久手市総務部行政課 0561-56-0605
備考	

外部評価実施者の 意見等	<p>（委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果指標は再整備施設数になっているが、対象施設はどの施設になるのか。施設整備事業という点では理解できるが、今後は整備後の成果の設定について検討すべき。 ⇒対象施設は、あぐりん村の増築部分である。最終的には、生産者の増加、農業従事者の増加を目指すものであり、今後、成果指標の見直しを検討したい。 <p>（委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増築棟の建設のみが所掌であればやむを得ないが、事業目的にある「農ある暮らし・農のあるまち」の実現を目指すのであれば、どのような成果指標が適切かを検討して欲しい。 ⇒まずは整備を前提に成果指標を設定したが、施設建設は、手段であって目的ではない。施設建設完了後には、目標に沿った成果指標を設定すべきと考えている。 ・先進事例では、行政職員が先頭に立って地元の鮮魚を全国に売り込んでいる。 担当課には、農家のやる気を起こさせるような働きかけ、仕組みづくりが必要で、野菜が売れて、収入が増えるというインセンティブが働くような工夫が求められている。 ⇒単に販売する場所を整備するだけではなく、プロモーター的な役割で農家の耕作意欲が向上するような取り組みも必要と認識している。
-----------------	--

(委員)

・あぐりん村を再整備するにあたって、将来的に道の駅に位置づけることは検討できないか。この地域の農業を活性化するためには、大胆でインパクトのある取組が必要と考える。

⇒売り場が手狭になっており、生産者が出荷する場所がないとの声が多く、生産意欲の向上を目指して増築を実施している。

⇒道の駅の本来の目的と機能は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興に寄与することと定められている。

一方、あぐりん村は、都市近郊農業の活性化や地産地消、都市農村交流の促進を目的としており、道の駅としての位置づけは難しいが、道の駅のよい部分（機能）を取り込みつつ整備を進めていきたい。

(委員)

・あぐりん村にはスーパーと違った魅力があるが、値段が高いという声もあり、毎日、あぐりん村で買い物しようとはならない。

イベントや観光の利用が多いように感じるが、ターゲットは、市外の観光客か日常利用の市民なのか。また、市民の利用を促進するような市民割引の導入は検討できるのか。

⇒スーパーは大量生産、大量消費のモデルであるが、あぐりん村は、兼業農家による小規模生産ではあるが、朝収穫した野菜やスーパーで売られていない珍しい野菜も出荷することでスーパーと差別化を図っている。現状、市民割引は検討していない。

・遠方から買いに来る人もいるが、やはり市民が気軽に日常的に使える施設にもなるとよい。

(委員)

・市内だけでなく、近隣生産者の農作物も並んでいるが、生産者に制限はあるのか。

⇒「市ござらっせ」の会に入会していれば、市内の生産者に限らず出荷できる。

・市内の生産者の意欲向上のため優遇制度を設けてはどうか。

⇒販売手数料が、市内の生産者は数%であるが、優遇されている。

⇒市内は、地域の兼業農家が、気軽に出荷できる施設として整備している。身近で顔が見える販売形態、農薬利用の有無の表示などによって安心を提供しつつ、自分自身で値段をつけることで生産者の意識と意欲向上を目指している。

(委員)

・担当課として、本来の目的を再確認した上で、ターゲットが観光的な利用なのか、市民の日常使いなのかを見定めて、目的を達成するためにどのような取組が必要かを検討すること。

遠方からの観光利用を目指すのであれば、生産者に高額で希少な野菜の生産を推奨、促進するような取組が必要。成功事例を重ねることで、自信を持ってもらい、生産者のやる気を起こすことで、結果として新規の参入者も増えると思う。

	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イオンの北側に貸し農地があったが、市が幹旋した土地なのか。 ⇒当該地域は民間事業者による貸し農地である。 市としては、市民農園として「たがやっせ」を整備しており、年間1万円で66区画を貸し出しているが、毎年抽選になるほど人気である。 ・遊休農地を市民農園のような貸し出し農地に転用できるような取組を検討してはどうか。 ⇒農家の高齢化、相続などによる遊休農地が増えている一方、家庭菜園をやりたい人もいる。 大きな畑を個人で耕作するのは大変なので、グループで利用できるような形態も検討している。 ・大きな機械を所有して、専業として農業をしている人もいるが一部であり、実際は、個人で家庭菜園をやりたい人の需要にどのように応えるかが大切ではないか。 <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人的には遊休農地と農家のマッチングはなかなか難しいと感じている。情報を提供するだけでなく、丁寧なサポートが必要である。また、高齢になった農家がアドバイザーをしている家庭菜園が人気となっており参考にして欲しい。 ⇒開園以来「たがやっせサポートクラブ」に委託し、耕作などのアドバイスをを行っている。
--	---

<p>講評・まとめ</p>	<p>田園バレー基本計画の目標を振り返り、どのように達成するかを再度検討する必要がある。目標の達成には、農家にとって収益を得られるビジネスモデルとして成功するかが鍵であり、それを担当課として支援できる取組を考えて欲しい。</p> <p>施設の整備が完了する今年度をよい機会とし、成果指標の見直しを検討すべきである。</p>
---------------	---

令和3年度「長久手市役所の仕事」通知表の作成（外部評価）⑥

令和3年10月1日 開催概要

開催概要	
会議等の名称	令和3年度行政評価・外部評価⑥ 「住宅耐震事業」【都市計画課】
開催日時	令和3年10月1日（金） 午後3時から午後3時50分まで
開催場所	市役所北庁舎2階 第5会議室
出席者氏名 （敬称略）	<外部評価実施者（行政改革推進委員）> 石橋健一、樋口和則、安立憲市、近藤恵美子 <担当課> 建設部次長 川本保則、都市計画課長 矢野克明、 建築係長 山崎暢之 <事務局> 総務部次長 福岡隆也、行政課長 若杉雅弥、 課長補佐 伊藤 愁、庶務係長 加藤優作
傍聴者人数	0人
問合せ先	長久手市総務部行政課 0561-56-0605
備考	

外部評価実施者の 意見等	<p>（委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次耐震改修促進計画を策定したことをもっと広報誌などでアピールすべき。具体的な内容を住民が理解できていないと思う。新規のブロック塀を設置する際の基準も周知するべき。 ⇒補助金の案内と併せて、広報などで案内はしているが、広く周知されていない状況だと認識している。 広報で特集を組むなどのPRの方法を検討し、耐震基準を満たさない住宅、危険なブロック塀を減らしていきたい。 <p>（委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀の危険箇所を調査によって把握しているが、2019年から2020年には3か所の減少に留まっている。 通学路や人通りの多い場所を重要地点として位置づけて重点的に取り組んでいってはどうか。 ⇒自治会などに協力いただいた調査で、通学路沿いなどのブロック塀は危険箇所として把握しており、パトロールなどの対応を検討していきたい。危険箇所については、今年度も点検を実施予定である。 減少した3件については、1件はパトロール時に撤去されているのを確認、2件はパトロールの際の所有者への案内後に撤去された。今年度は、現在まで3か所の申請があるが、危険箇所が含まれているかは不明。
-----------------	--

(委員)

- ・危険な場所にのぼりを立てるなどして、周知できないか。
⇒個人の財産であり、行政で勝手に表示をすることはできない。

(委員)

- ・個人の財産に関わる問題であり、行政としても慎重な対応が必要なことは理解できる。

成果指標として、補助の累計件数では危険度がどの程度低減しているか確認ができない。市内の危険箇所は、把握しているとのことなので、危険箇所の改修率を成果指標とするべきではないか。

- ・情報発信については、授業で教科書を使って学生に説明するよりも、YOU TUBEなどの動画を活用すると反応がよい。

文字だけでなく、画像や動画を活用するなどの工夫が必要。

また、東日本大震災の被災地に派遣された職員の経験を活かすことで、市民の関心、防災意識を高めてはどうか。

⇒成果指標の見直しは検討したい。

個人の財産には慎重な対応が必要なので、広報の内容についても工夫していきたい。

(委員)

- ・広報誌でも流し読む記事と目にとまったり、心に響く記事がある。写真や事例を分かりやすく伝える工夫が必要。

⇒広報誌のスペースの問題もあり、情報課との協議が必要だが周知に努めたい。

(委員)

- ・住宅の耐震事業の目的は、住人の命を守ることか通行人を守ることなのか。

⇒建物の倒壊を防ぎ、住人及び通行人いずれの命を守ることである。

- ・所有者に対して、危険度を認識してもらうような通知の仕方はできないか。

⇒計画策定時のアンケートで避難路沿いの旧耐震所有者などへのアンケートを実施する際には、避難経路に指定されていることなどを伝えている。

地域の自主防災会に対しても、地域の旧耐震基準の住宅の分布を示すなどして防災意識の向上に努めている。

(委員)

- ・都市計画課で建築確認申請の内容は把握しているのか。

全体の危険な建物を把握しているのならば、改修率を向上することを目指さないと危険度を判断できないし、達成度が分からない。

⇒建築確認申請の受付はしているが、県建築主事への申請であり、審査をしていないので内容は把握できていない。

旧耐震基準の木造住宅は把握している。市の補助金を受けて改修した場合は把握できるが、全てを把握できないので推計値になってしまう。

	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・地震対策器具展示会は、短期間の展示では訴求力に欠けるので、福祉の家、杵ヶ池体育館等に常設の展示会場を設けるなど、地道で息の長い啓発も必要。 <p>⇒今年度初めて実施した。高齢者を対象に福祉の家で実施したが、来年度以降も継続していく中で、会場、期間を工夫したい。</p>
--	---

講評・まとめ	<p>長久手市は、それ程予測震度が強くなく、また大きな河川もなく水害の可能性も低いため、防災意識が低い地域だと感じている。</p> <p>担当課として、普及啓発に苦勞していることもよく理解できたが、だからこそ成果指標の見直しと、かなり工夫を凝らした取組が必要であり、広報、WEB、説明会などの活用を検討して欲しい。</p>
--------	---

令和3年度「長久手市役所の仕事」通知表の作成（外部評価）⑦

令和3年10月6日 開催概要

開催概要	
会議等の名称	令和3年度行政評価・外部評価⑦ 「公園管理事業」【みどりの推進課】
開催日時	令和3年10月6日（水） 午後3時30分から午後4時25分まで
開催場所	市役所北庁舎2階 第5会議室
出席者氏名 （敬称略）	<外部評価実施者（行政改革推進委員）> 室淳子、岡崎信久、細萱健一、安立憲市、近藤恵美子 <担当課> 建設部長 水野 泰、みどりの推進課長 山本一裕、 緑化推進係長 作石裕介 <事務局> 総務部次長 福岡隆也、行政課長 若杉雅弥、 課長補佐 伊藤 愁
傍聴者人数	0人
問合せ先	長久手市総務部行政課 0561-56-0605
備考	

外部評価実施者の 意見等	<p>（委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後山公園でサッカーや野球の民間スポーツ教室が行われているが、当初と比べると習っている子どもが増えてきた。広場部分の大半を占有していて、利用できない子どもが他の公園へ行かざるを得ない状況もあるが、どのように考えているか。 ⇒以前は許可なく公園を利用していたため、平成9年頃、関係者と協議を行い、地域の子どもの多いこともあり、地域の方の利用として、許可制度とした。その後、平成29年度に広場面積の2分の1を対象、1団体につき週1回、利用時間は午後3時から午後6時までなどの条件が加わった。 許可に際しては、利用場所を指定し、2チーム同時利用の場合は広場面積の4分の1ずつとするなど、一般の利用者への影響を最小限にできるよう配慮はしている。 他には、血の池、桜ヶ根公園も利用許可をしている。 ・子どもたちが公園を利用できなかったり、利用を躊躇してしまう現状も踏まえ、小学校の運動場の利用など、一般の利用者の声も聞きつつ検討して欲しい。 <p>（委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画の内容を詳しく説明して欲しい。 ⇒公園遊具などの更新について、予算の限度もあるため、まずは調査を実施し、判定結果に基づき優先順位を決定し、国庫補助金を活用して計画的な更新による施設の長寿命化を図っている。
-----------------	--

・遊具が危険な状態なら、必要に応じて迅速に修繕に取り組むべきであり、計画を策定して取り組む事業なのか。

近年、管理瑕疵によって利用者が怪我した事例はあるか。

⇒遊具については、委託業者により毎月保守点検を実施しており、緊急対応も実施している。

管理瑕疵による利用者の怪我は近年は起こっていない。

⇒長寿命化計画は、適正な管理更新により遊具などの長寿命化を図るものであり、日常の管理とは異なる。

(委員)

・指定管理の受託者は、どんな事業者で業務範囲はどこまでなのか。

⇒市内の造園業者による緑化事業協力会が受託しており、清掃、樹木の剪定、除草などが業務である。

遊具の保守点検、水景施設などの専門知識が必要な業務は、別途業者委託している。

・公園愛護会は全ての公園にあるのか。業務の範囲、報償金はどのようになっているのか。

⇒公園愛護会あるの公園が42公園、ない公園が9公園となっており、報償金は、基本額25,000円+(公園面積100㎡あたり×10円)で計算し、限度額が5万円である。

⇒業務は、トイレ清掃、除草などで、指定管理者と日程が重ならないよう配慮している。

・指定管理者と公園愛護会の業務が重なっており、無駄があるのではないか。公園に愛着を持ってもらうために、市民に役割を持たせるという考え方にも疑問がある。

指定管理者が、公園愛護会の活動を支援できる仕組みなど、今後の整理が必要ではないか。

⇒樹木の剪定など、専門家でないとできない業務もあり、市民の活動との整理をしていく必要があると考えている。

(委員)

・補助対象は遊具のみか。また、補助金はどのようなものなのか。

⇒長寿命化計画としては、遊具や照明等の公園施設全て対象としているが、補助対象としては遊具のみが対象となっており、照明などは対象外である。

国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用している。

・公園管理の質が求められる。排水、トイレの洋式化など快適な環境作りに努めて欲しい。

⇒排水の良くない公園もあり、適宜、改修していきたい。

トイレが洋式化されている公園は25公園あり、残りの17公園については、老朽化に伴う更新の際に順次改修していきたい。

(補助対象外)

(委員)

・公園を民間団体が利用していることは、行政は承知しているが、地域の市民に広く周知されているのか疑問がある。その周知方法の検討や市民の理解を得るための取組も必要。

⇒地域住民への周知ができているとは言えない状況である。

	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果指標の長寿命化工事を施工した公園数が、令和3年度の目標が0公園となっている理由は何か。 ⇒国の交付金を活用しているため、国の予算の関係上、令和2年度の補正予算に計上したため、目標値として10公園を令和2年度に計上している。実際は、予算を繰り越して今年度を実施しているが、令和2年度の事業となっている。 ・公園利用者が安心して利用できるためにも、団体利用している人々に対して、利用許可に際して維持管理の役割、条件などを付しているのか。利用料は、有料なのか。 ⇒後山公園のスポーツ教室の利用団体には、トイレの清掃を条件としている。利用料は、1日で1,080円である。 ・公園管理事業の効果を図るための指標として、現在の成果指標は適切なのか。今後、予算の抑制は考えられるのか。 ⇒長寿命化がある程度進む令和6年度以降、工事費としてはある程度抑制できるが、指定管理料(約7,000万円)を削減することは難しい。 <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見、苦情への対応は適切に行われているのか。 意見を伝えられない人もいるので、アンケートなどの実施も検討してみようか。 ⇒意見、苦情に対しては適切に対応している。市民の声を広く聞けるよう努力していく。 <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の運動場の利用を検討することは可能か。 ⇒担当課が生涯学習課なので詳細は不明だが、現在も日曜日に学校開放(無料)として運動場を利用できると思うが、平日は部活動などがあり難しいかもしれない。
--	--

講評・まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者によるスポーツ教室の利用に対する地域住民の理解を深めること。 ・公園の管理の質を上げる取組を継続しつつ、指定管理者と公園愛護会の管理体制について整理が必要。
--------	---

令和3年度「長久手市役所の仕事」通知表の作成（外部評価）⑧

令和3年10月6日 開催概要

開催概要	
会議等の名称	令和3年度行政評価・外部評価⑧ 「任意事業（食の自立支援事業）」【長寿課】
開催日時	令和3年10月6日（水） 午後4時35分から午後5時30分まで
開催場所	市役所北庁舎2階 第5会議室
出席者氏名 （敬称略）	<外部評価実施者（行政改革推進委員）> 室淳子、岡崎信久、細萱健一、安立憲市、近藤恵美子 <担当課> 福祉部長 川本満男、長寿課長 粕谷庸介、 いきいき長寿係長 富田昌樹 <事務局> 総務部次長 福岡隆也、行政課長 若杉雅弥、 課長補佐 伊藤 愁
傍聴者人数	0人
問合せ先	長久手市総務部行政課 0561-56-0605
備考	

外部評価実施者の 意見等	<p>（委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用対象者は何名いるのか。 ⇒実利用人数としては、65歳以上の一人暮らし97名、後期高齢世帯66名、市長が特に認めた人56名の合計219名である。 ・利用を決定する際の判定基準はあるのか。 ⇒市窓口、地域包括支援センターなどで相談を受けた際にアセスメントシートを作成（身体状況、家族構成）し、市、地域包括支援センターで協議して最終的には市が利用決定を行う。 ・1食300円補助金は、どのように支給されるのか。 市の斡旋する事業者以外では、補助は受けられないのか。 ⇒お弁当料金に対して、市負担分（300円）を除いて利用者本人に事業者から請求が行われる。市負担分については、事業者の請求に応じて市がまとめて支払う。 ⇒指定事業者以外を利用した場合は、補助対象外となる。 <p>（委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者から市への請求について、利用実績をどのように確認しているのか。 ⇒利用の前提として、利用者からの申請に基づいて、曜日、回数などを決定している。実績については、月末に業者から提出される利用者毎の実績報告書で確認している。
-----------------	--

(委員)

- ・事業者の選定基準はあるのか。
⇒ 弁当の手渡しは原則であり、市が仕様書で示した業務に対応できる業者であれば選定している。
手渡しによる安否確認ができること、食生活の改善に寄与できるか（カロリー、塩分量の管理）などを確認している。

(委員)

- ・明確な事業者選定の基準を策定することも検討して欲しい。

(委員)

- ・実施事業者は何者あるのか。
⇒ 令和元年度まで2者で実施しており、令和2年度に1者、令和3年度から1者増えて現在4者である。
事業者が、積極的に応募してくるわけではないので、応募があった時点で業務を実施できるかを確認している。

(委員)

- ・実施業者は、全て市内業者か。
⇒ 令和2年度の3事業者については、市内が2者、市外が1者となっている。
- ・近隣市町の状況はどうか。
⇒ 瀬戸市 利用者数 1,054人 1食あたり150円補助
日進市 利用者数 93人 1食あたり360円補助

(委員)

- ・配食されるのは、昼食か夕食のどちらなのか。両方も可能か。
⇒ 1日に1食の限定であり、昼食、夕食を選択できる。

(委員)

- ・1日1食で、体調の改善につながるのか。効果があるのか。
⇒ 現在の食事状況を確認を確認した上で利用を決定しているが、自炊できない、菓子パンや惣菜だけという方もいる。
1日3食の内の1食だけでも、栄養バランスがとれた食事を提供し、安否確認を合わせ実施することで支援を行っている。
- ・本事業の効果の検証をしているのか。判定の基準の明確化に市として取り組む必要がある。
⇒ 個別の検証は行っていないが、利用者の自立に向けた支援であり、必ずしも3食全てを支援することが最善とは限らない。

(委員)

- ・1食でも栄養のとれた食事をという考え方も理解ができるが、4事業者は、栄養管理がしっかりできているのか。
⇒ 各事業者のメニューについては、管理栄養士によりカロリー、塩分計算がされている。

	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業目的の達成を目指すのであれば、栄養改善の効果を検証すべきではないか。全員を対象とするのは難しいので、モニターを抽出して調査するなどを検討してはどうか。 地域包括支援センターによる訪問調査を活用することも可能ではないか。 ⇒事業効果の評価はできていないので、今後、地域包括支援センターとも協議をして検討したい。 ・健康状態の把握が年に1回で大丈夫なのか。 ⇒利用者の内介護認定を受けている人が158人(認定を受けていない人61人)であり、認定を受けている人は日常的にケアマネが健康観察を行っている。 ・年間の配食数を利用人数で割ると、一人あたり200日の利用となるが、毎日利用する人は少ないのか。 ⇒毎日利用する人もいるが、週1回の人もある。 デイサービスなどの他のサービスを利用する日は配食を利用しない人もおり、本人の希望に添って利用してもらっている。 ・指定事業者以外の配食を利用した際は、安否確認は行われるのか。 ⇒個人での配食サービスの利用については、各業者の対応になるので市としては把握できていない。 ・成果指標が目標を達成する為の指標として適切なのか。効果の検証も含めて、場合によっては、対象者を絞ってでも効果を上げることも検討すべきではないか。 ⇒本事業の利用がなくなることが理想であるとは考えているが、現実的には難しい中で、どのような成果指標が適切なのか、担当としても悩ましいところである。 <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用基準、補助額については、毎年でもよいので随時見直しをしてほしい。
--	--

講評・まとめ	<p>高齢者が安心して暮らせるためにも重要な事業であり、事業の効果の検証方法、成果指標の見直しを検討して欲しい。</p>
--------	--